

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針	資料番号の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2020年8月31日

02-工-B-01-0003_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次	
		1. 概要 1 2. 耐津波設計の基本方針 2 2.1 基本方針 2 2.1.1 津波防護対象設備 2 2.1.2 入力津波の設定 3 2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価 4 2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護の設計方針 9 2.2 適用基準 12	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本添付書類は、発電用原子炉施設の耐津波設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第6条及び第51条（津波による損傷の防止）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、設置（変更）許可を受けた基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。なお、耐津波設計においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生したことを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。</p> <p>基準津波に対しては、添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮（11）高潮」を踏まえ、津波と同様な潮位の変動事象である高潮の影響について確認する。確認結果については、添付書類「VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>女川は東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響を記載（女川特有）</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>資料番号の相違</p> <p>資料番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.1.1 津波防護対象設備</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い、設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備とする。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違 資料番号の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.1.2 入力津波の設定</p> <p>各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。</p> <p>入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用とする。</p> <p>以下に、各入力津波の設定方針を示す。</p> <p>基準津波については、添付書類「VI-1-1-2-2-2 基準津波の概要」に示す。入力津波の設定方法及び結果に関しては、添付書類「VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定」に示す。</p> <p>(1) 遡上波による入力津波</p> <p>遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。</p> <p>遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算出される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>(2) 経路からの津波による入力津波</p> <p>経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</p> <p>(3) 水位変動</p> <p>上記(1)及び(2)においては、水位変動として、朔望平均満潮位 0.P.+1.43m、朔望平均干潮位 0.P.-0.14m を考慮する。</p> <p>上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.16m を考慮して設定する。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違 資料番号の相違</p> <p>発電所設置場所の相違 設計方針の相違(潮位のばらつき算定方法の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.10m を考慮して設定する。</p> <p>地殻変動については、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動に余効変動を含めて考慮する。</p> <p>東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定し、水位上昇側で考慮する波源で 0.72m の沈降、水位下降側で考慮する波源で 0.77m の沈降である。また、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動については、地震前（平成 23 年 2 月）と地震後（平成 23 年 11 月）の発電所構内の水準点（3 点）を用いた水準測量結果の比較から、地震に伴い約 1m 沈降したことを確認した。</p> <p>なお、地震後の余効変動量を把握するため平成 29 年 4 月に同様の測量を実施し、地震後（平成 23 年 11 月）から約 0.3m 隆起していることを確認した。</p> <p>上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による 1m の沈下を考慮した敷地高さや施設高さ等とする。</p> <p>上昇側の水位変動に対して安全側に評価する際には、地殻変動量について、東北地方太平洋沖型の地震の水位上昇側で考慮する波源による 0.72m を考慮する。</p> <p>下降側の水位変動に対して安全側に評価する際には、地殻変動量について、東北地方太平洋沖型の地震の水位下降側で考慮する波源による 0.77m の沈降は考慮しない。ただし、平成 29 年 4 月までに確認された余効変動による約 0.3m の隆起の影響を考慮するとともに、今後も余効変動が継続することを想定し、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動の解消により約 1m 隆起した場合の影響も考慮する。</p> <p>また、入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>なお、防潮壁の詳細設計に伴う平面配置等の変更及び 2011 年東北地方太平洋沖地震に伴い被災した地域における復旧・改修工事に伴う地形改変による影響も考慮し、変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。</p>	<p>設計方針の相違(潮位のばらつき算定方法の相違)</p> <p>発電所設置場所、地殻変動量等の相違</p> <p>詳細設計段階での地形改変の差異</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>「2.1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>具体的な影響評価の内容及び結果については、添付書類「VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。</p> <p>入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。</p> <p>(1) 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>a. 遡上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において，遡上波の地上部からの到達，流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において，高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と，入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として，設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果，遡上波が地上部から到達し流入するため，基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画（緊急用電気品建屋，可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア，第2保管エリア，第4保管エリア，緊急時対策建屋及びガスタービン発電設備タンクピットを除く。）の設置された敷地に，遡上波の流入を防止するための津波防護施設として防潮堤を設置する設計とする。</p> <p>また，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち，緊急用電気品建屋，可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア，第2保管エリア，第4保管エリア，緊急時対策建屋及びガスタービン発電設備タンクピットは，津波による遡上波が地上部から到達，流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>b. 取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系，海水系及び屋外排水路の標高に基づき，許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において，高潮ハザードの再現期間100年</p>	<p>資料番号の相違</p> <p>記載表現の相違 記載表現の相違 （女川は津波ガイド、設置許可時記載と整合して記載）</p> <p>記載表現の相違 建屋名称・設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違 建屋名称・設置位置の相違</p> <p>設備対策の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>に対する期待値と、入力津波で考慮した期望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として、第2号機海水ポンプ室スクリーンエリア、第3号機海水ポンプ室スクリーンエリア、第2号機放水立坑、第3号機放水立坑及び第3号機海水熱交換器建屋取水立坑の開口部に防潮壁を設置、第1号機取水路及び第1号機放水路に取放水路流路縮小工を設置する設計とする。また、浸水防止設備として、第2号機補機冷却海水系放水路の防潮壁横断面及び屋外排水路の防潮堤横断面に逆流防止設備、第3号機海水熱交換器建屋補機ポンプエリアから海水熱交換器建屋取水立坑へのアクセス用入口に水密扉、第3号機海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部、第2号機海水ポンプ室スクリーンエリアから補機冷却系トレンチへのアクセス用入口、第2号機海水ポンプ室防潮壁及び第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内の揚水井戸、第3号機補機冷却海水系放水ビットの開口部に浸水防止蓋、第2号機海水ポンプ室補機ポンプエリア及び第3号機海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部に逆止弁付ファンネルを設置し、第2号機海水ポンプ室スクリーンエリア及び第2号機放水立坑エリアの防潮壁下部貫通部、第3号機海水ポンプ室スクリーンエリア及び第3号機放水立坑エリアの防潮壁下部貫通部、防潮堤下部貫通部に止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮壁鋼製扉、水密扉及び浸水防止蓋については、原則閉運用とすることを保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記 a. 及び b. において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備対策の相違</p> <p>設備対策の違いによる手順の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>a. 漏水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基準津波に対する津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> <p>評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>a. 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、制御建屋、海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンクエリア、復水貯蔵タンク、緊急時対策建屋、排気筒及び排気筒連絡ダクト並びに海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンクエリア及び復水貯蔵タンクから原子炉建屋に接続する配管を敷設する地下構造物（以下「トレンチ」という。）を設定する。</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、制御建屋、海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンクエリア、復水貯蔵タンク、トレンチ、排気筒、排気筒連絡ダクト、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、ガスタービン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアを設定する。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>建屋名称・設置位置の相違</p> <p>建屋名称・設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に示す。</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための津波防護対象設備に対する浸水防止設備として、浸水防止壁、水密扉及び浸水防止蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>浸水防止設備として設置する水密扉及び浸水防止蓋については、津波の流入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。</p>	<p>資料番号の相違</p> <p>設備対策の相違</p> <p>女川には、重大事故等対処施設のみを防護するために設置する浸水防止設備なし</p> <p>設備対策の違いによる手順の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>a. 非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の取水性</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）については、評価水位としての海水ポンプ室の下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>評価の結果、海水ポンプ室の下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>引き波時における貯留量確保のための運用の相違（大津波警報によらず、水位低下時には循環水ポンプ停止となる運用を整備）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p>	設備の相違
		<p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の水中ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p>	設備の相違
		<p>b. 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の機能保持確認</p>	設備の相違
		<p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水路及び海水ポンプ室が閉塞することなく、取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</p>	設備名称の相違 設備の相違
		<p>非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。</p>	設備の相違
		<p>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の閉塞が生じることがなく、非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</p>	設備の相違 設備名称の相違 設備の相違
<p>発電所敷地内及び敷地周辺の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。</p>	立地地域（周囲の産業施設配置）の相違		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の取水性並びに浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p>	<p>設備の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(5) 津波監視</p> <p>津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ及び取水ビット水位計を設置する。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>（女川は取水ビット水位計にて上昇側・下降側を監視可能）</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護の設計方針</p> <p>「2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」にて、津波防護上、津波防護対策が必要な場合は、以下に示す(1)及び(2)に基づき施設的设计を実施する。設計は、添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」に従い、自然現象のうち、余震、積雪及び風の荷重を考慮する。津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、防潮堤、防潮壁、取放水路流路縮小工、貯留堰、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、貫通部止水処置、逆止弁付ファンネル、津波監視カメラ、取水ピット水位計の構造形式があるため、これらの施設・設備の詳細な設計方針については、添付書類「VI-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」に示す。</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「2.1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に関する耐震設計の基本方針は、添付書類「VI-2-1 耐震設計の基本方針」に従う。</p> <p>a. 津波防護施設</p> <p>津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち防潮堤及び防潮壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち取放水路流路縮小工については、第1号機取水路及び第1号機放水路からの津波の流入を抑制し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。また、第1号機へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。</p>	<p>資料番号の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>資料番号の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>資料番号の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>（女川特有の取放水路流路縮小工の設計方針を記載）</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する。</p> <p>浸水防止設備は、入力津波高さ又は津波による溢水の高さに余裕を考慮した高さの水位による水圧に対する耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。</p> <p>c. 津波監視設備</p> <p>津波監視設備は、津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力、漂流物の影響を受けない位置、取水ビット水位計は波力、漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動Ssに対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重等）との組合せを適切に考慮する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計水圧の相違 (逆流防止設備には波圧を考慮)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違 (女川は取水ビット水位計にて上昇側・下降側を監視可能)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち取水ビット水位計は、非常用電源から給電し、0.P.-11.25m～0.P.+19.00mを計測範囲として、非常用海水ポンプが設置された取水ビットの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>(2) 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の耐津波設計における構造強度による機能維持は、以下に示す入力津波による荷重と津波以外の荷重の組合せを適切に考慮して構造強度評価を行い、その結果がそれぞれ定める許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。</p> <p>なお、組み合わせる自然現象とその荷重の設定については、添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に、地震荷重との組合せとその荷重の設定については、添付書類「VI-2-1 耐震設計の基本方針」に従う。</p> <p>a. 荷重の種類</p> <p>(a) 常時荷重</p> <p>常時作用する荷重は持続的に生じる荷重であり、自重又は固定荷重、積載荷重、土圧及び海中施設に対する静水圧を考慮する。</p> <p>(b) 地震荷重</p> <p>基準地震動 S_s による地震力（動水圧を含む）とする。</p> <p>(c) 津波荷重</p> <p>各設備の設置位置における津波の形態から波圧及び静水圧を津波荷重として設定する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>(d) 余震荷重</p>	<p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>（女川は取水ビット水位計にて上昇側・下降側を監視可能）</p> <p>資料番号の相違</p> <p>考慮する荷重の明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>入力津波による津波荷重と組み合わせる余震荷重は、弾性設計用地震動Sdによる地震力（動水圧を含む）を考慮する。</p> <p>(e) 衝突荷重</p> <p>津波漂流物の衝突により作用する衝突荷重を考慮する。衝突荷重として考慮する漂流物は、基準津波によって取水口に到達する可能性があるものから、対象施設・設備の設置位置及び基準津波の特徴を踏まえて設定する。</p> <p>(f) 積雪荷重</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に従い、積雪荷重を考慮する。</p> <p>(g) 風荷重</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に従い、風荷重を考慮する。</p> <p>b. 荷重の組合せ</p> <p>(a) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せとしては、常時作用する荷重、津波荷重、余震荷重、衝突荷重及び自然条件として積雪荷重及び風荷重を適切に考慮する。</p> <p>(b) 浸水防止設備のうち建屋内に設置するものについては、津波荷重のうち波圧、衝突荷重及び自然条件による荷重を考慮しないこととする。</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備のうち、積雪荷重の受圧面積が小さいもの、配置上又は形状上積雪が生じにくいもの及び海中に設置されているものについては積雪荷重を考慮しないこととする。</p> <p>c. 許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。</p>	<p>考慮する荷重の明確化</p> <p>組合せの条件の明確化</p> <p>記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

2020年8月31日

02-工-B-01-0003_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.2 適用基準</p> <p>適用する規格、基準、指針等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none">・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日 原規技発第1306194号）・発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC1-2005/2007（（社）日本機械学会）・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（（社）日本電気協会、昭和62年8月）・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力度編 JEAG4601・補-1984（（社）日本電気協会）・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版（（社）日本電気協会）・日本産業規格（JIS）	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載の適正化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
[Blank area with a diagonal line from bottom-left to top-right]	[Blank area]	[Blank area]	[Blank area]

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価	資料番号の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 1</p> <p>2. 設備及び施設の設置位置 2</p> <p>3. 入力津波による津波防護対象設備への影響評価 5</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針 5</p> <p>3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価 5</p> <p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る評価 41</p> <p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る評価 52</p> <p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価 73</p>	<p>記載表現の相違 （女川は津波ガイドの記載と整合）</p> <p>【3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価】</p> <p>【3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る評価】</p> <p>【3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る評価】</p> <p>【3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価】については設備構成（プラント設計及び設備）で差異があるため、「(1) 評価方針」のみを比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本添付書類は、津波防護対策の方針として、津波防護対象設備に対する入力津波の影響について説明するものである。</p> <p>津波防護対象設備が、設置（変更）許可を受けた基準津波により、その安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、週上への影響要因、浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに、津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>評価においては、添付書類「VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定」に示す入力津波を用いる。</p> <p>2. 設備及び施設の設置位置</p> <p>(1) 津波防護対象設備</p> <p>津波防護対象設備については、添付書類「VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」の「2.1.1 津波防護対象設備」にて設定している設備を対象としている。ただし、津波防護対象設備のうち非常用取水設備については、津波襲来時において津波の影響から防護するために設置する津波防護対策そのもの又は津波の経路を形成する構築物であることから、これらの設備は津波による津波防護対象設備の影響評価の対象から除く。</p> <p>(2) 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設定</p> <p>a. 設定の方針</p> <p>津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の単位で防護することで、その中に設置している津波防護対象設備を防護できることから、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設定する。</p> <p>b. 設定の方法</p> <p>耐震重要度分類及び安全機能の重要度分類に基づき、津波防護対象設備を選定し、当該設備が設置される建屋及び区画を調査し、抽出された当該建屋及び区画を、「津波防護対象設備を内包する建屋及び区画」として設定する。</p> <p>c. 結果</p> <p>発電所の主要な敷地高さは、主に 0. P. +2. 5m, 0. P. +13. 8m 及び 0. P. +59. 0m 以上に</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>資料番号の相違</p> <p>資料番号の相違</p> <p>記載の適正化 (VI-1-1-2-2-1 2.1.1にて除外しているため改めて記載しない)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>敷地地形の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>分かれている。</p> <p>津波防護対象設備については、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、以下のとおり設定する。</p> <p>敷地高さ 0.P.+13.8m には、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋がある。また、屋外の 0.P.+13.8m の敷地に排気筒、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）を設置している海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンクエリア（軽油タンク、燃料移送ポンプ）及び復水貯蔵タンクを設置し、敷地高さ 0.P.+59.0m 以上に緊急時対策建屋を設置している。</p> <p>なお、原子炉建屋と接続する海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンクエリア及び復水貯蔵タンクからの配管を敷設する地下構造物（以下「トレンチ」という。）や排気筒連絡ダクトは 0.P.+13.8m の敷地の地下部に設置している。</p> <p>これらの建屋及び区画を設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として設定する。</p> <p>また、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画（タービン建屋を除く。）に加え敷地高さ 0.P.+13.8m には、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア、敷地高さ 0.P.+59.0m 以上に緊急用電気品建屋、屋外設備として、ガスタービン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備の保管場所として、第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリアがある。これらの建屋及び区画を重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として設定する。</p>	<p>敷地の地形、設備配置の相違</p> <p>敷地の地形、設備配置の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

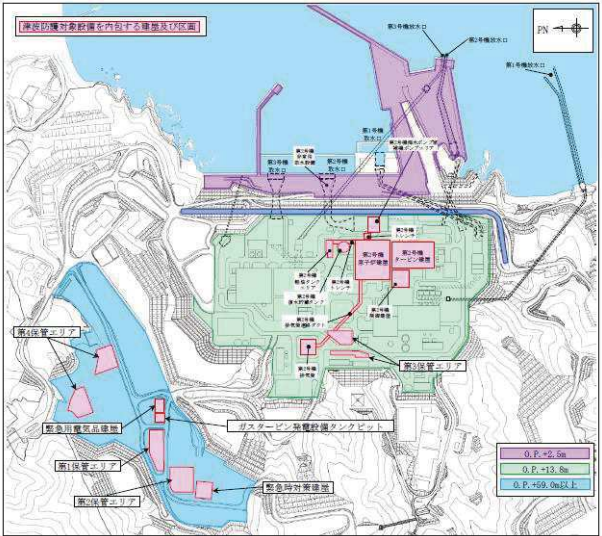
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画（以下「津波防護対象設備を内包する建屋及び区画」という。）の配置を図2-1に示す。また、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の一覧を表2-1に示す。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>図2-1 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の配置</p>	<p>敷地の地形、設備配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																					
		<p style="text-align: center;">表2-1 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波防護対象設備を内包する建屋及び区画</th> <th colspan="2">基準津波</th> </tr> <tr> <th>設計基準 対象施設</th> <th>重大事故等 対処施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>制御建屋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>軽油タンクエリア</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>海水ポンプ室補機ポンプエリア</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>復水貯蔵タンク</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>トレンチ</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>排気筒連絡ダクト</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>第1保管エリア</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>第2保管エリア</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>第3保管エリア</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>第4保管エリア</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>緊急用電気品建屋</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>緊急時対策建屋</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>ガスタービン発電設備タンクピット</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </tbody> </table>	津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	基準津波		設計基準 対象施設	重大事故等 対処施設	原子炉建屋	○	○	制御建屋	○	○	タービン建屋	○	-	軽油タンクエリア	○	○	海水ポンプ室補機ポンプエリア	○	○	復水貯蔵タンク	○	○	トレンチ	○	○	排気筒	○	○	排気筒連絡ダクト	○	○	第1保管エリア	-	○	第2保管エリア	-	○	第3保管エリア	-	○	第4保管エリア	-	○	緊急用電気品建屋	-	○	緊急時対策建屋	○	○	ガスタービン発電設備タンクピット	-	○	<p>建屋名称、設備配置の相違</p>
津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	基準津波																																																							
	設計基準 対象施設	重大事故等 対処施設																																																						
原子炉建屋	○	○																																																						
制御建屋	○	○																																																						
タービン建屋	○	-																																																						
軽油タンクエリア	○	○																																																						
海水ポンプ室補機ポンプエリア	○	○																																																						
復水貯蔵タンク	○	○																																																						
トレンチ	○	○																																																						
排気筒	○	○																																																						
排気筒連絡ダクト	○	○																																																						
第1保管エリア	-	○																																																						
第2保管エリア	-	○																																																						
第3保管エリア	-	○																																																						
第4保管エリア	-	○																																																						
緊急用電気品建屋	-	○																																																						
緊急時対策建屋	○	○																																																						
ガスタービン発電設備タンクピット	-	○																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3. 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</p> <p>3.1 入力津波による津波防護対象設備への影響評価の基本方針</p> <p>敷地の特性（敷地の地形、敷地及び敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた津波防護を達成するため、敷地への浸水防止（外郭防護1）、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止の観点から、入力津波による津波防護対象設備への影響の有無の評価を実施することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定し、津波防護対策を実施する設計とする。また、上記の津波防護対策の他に、津波監視設備として津波監視カメラ及び取水ビット水位計を設置する設計とする。</p> <p>津波監視設備である津波監視カメラ及び取水ビット水位計の詳細な設計方針については、添付書類「VI-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針」に示す。</p> <p>3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価</p> <p>津波防護対象設備への影響評価のうち、敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価に当たっては、津波による敷地への浸水を防止するための評価を行うため、「(1) 評価方針」にて評価を行う方針を定め、「(2) 評価方法」に定める評価方法を用いて評価を実施し、評価の結果を「(3) 評価結果」に示す。</p> <p>評価において、「2. 設備及び施設の設置位置」にて設定している津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が、津波により浸水する可能性があり、津波防護対策が必要と確認された箇所については、「(4) 津波防護対策」に示す対策を講じることにより、津波による津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の浸水を防止できるとし、この場合の「(3) 評価結果」は、津波防護対策を踏まえて示すこととする。</p> <p>(1) 評価方針</p> <p>津波が敷地に襲来した場合、津波高さによって、敷地を遡上し地上部から津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達、流入する可能性が考えられる。また、海域と連接する取水路、放水路等の経路からの津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に津波が流入する可能性が考えられる。</p> <p>このため、敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価では、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波の地上部からの到達、流入並びに</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違 （女川は取水ビット水位計にて上昇側・下降側を監視可能）</p> <p>記載表現の相違 （女川は津波ガイドの記載と整合）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波の流入に分け、各々において津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に津波が流入し、津波防護対象設備へ影響を与えることがないことを評価する。具体的には以下のとおり。</p> <p>a. 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が、基準津波による遡上波が到達しない十分高い位置に設置してあることを確認する。また、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備の設置により遡上波が到達しないことを確認する。</p> <p>b. 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路、放水路等の経路から津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定する。</p> <p>特定した経路に対して、津波防護施設及び浸水防止設備の設置により、津波の流入を防止可能であることを確認する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			津波特有の事故シーケンスを 事故シーケンスグループとし て選定していないため女川で は不要（東海第二特有）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.3 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る評価</p> <p>津波防護対象設備への影響評価のうち、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）に係る評価に当たっては、漏水によって津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止するための評価を行うため、「(1) 評価方針」にて評価を行う方針を定め、「(2) 評価方法」に定める評価方法を用いて評価を実施し、評価の結果を「(3) 評価結果」に示す。</p> <p>評価において、漏水する可能性があると確認された箇所については、「(4) 津波防護対策」に示す対策を実施することにより、漏水によって津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないこととし、この場合の「(3) 評価結果」は、津波防護対策を踏まえて示すこととする。</p> <p>(1) 評価方針</p> <p>津波が敷地に襲来した場合、「3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）に係る評価」の「(4) 津波防護対策」に示す津波防護対策を講じた上でもなお漏れる水及び取水・放水設備の構造上、津波による圧力上昇により漏れる水を漏水と位置付け、ここでは、漏水による浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）し、浸水対策として浸水想定範囲の境界の浸水の可能性のある経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p> <p>また、浸水想定範囲及びその周辺に津波防護対象設備がある場合は、防水区画化を行い、漏水によって津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないことを評価する。さらに、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する必要性を評価する。具体的には、以下のとおり。</p> <p>a. 漏水対策（浸水想定範囲の設定）</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性のある箇所の有無を確認する。</p> <p>漏水の可能性のある箇所がある場合は、当該箇所からの漏水による浸水想定範囲を確認する。</p> <p>浸水想定範囲の境界において、浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p> <p>b. 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響確認</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 （女川は津波ガイドの記載と整合）</p> <p>記載表現の相違 （女川は津波ガイドの記載と整合）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>浸水想定範囲及びその周辺に津波防護対象設備がある場合は、浸水防止設備を設置する等により防水区画化することを確認する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないことを確認する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.4 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る評価</p> <p>津波防護対象設備への影響評価のうち、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る評価に当たっては、津波による溢水によって津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止するための評価を行うため、「(1) 評価方針」にて評価を行う方針を定め、「(2) 評価方法」に定める評価方法を用いて評価を実施し、評価の結果を「(3) 評価結果」に示す。</p> <p>評価において、浸水防護重点化範囲が浸水する可能性があることが確認された箇所については、「(4) 津波防護対策」に示す対策を講じることにより、津波による溢水によって、津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないこととし、この場合の「(3) 評価結果」は、津波防護対策を踏まえて示すこととする。</p> <p>(1) 評価方針</p> <p>津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）に係る評価では、津波防護対象設備に対して、内郭防護を実施することにより、地震・津波の相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮した上で、津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を津波による影響から隔離し、津波に対する浸水防護の多重化が達成されることを確認する。具体的な評価方針は以下のとおり。</p> <p>a. 津波防護重点化範囲の設定</p> <p>津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。</p> <p>b. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水評価</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を実施することにより、浸水を防止可能であることを確認する。</p>	<p>記載表現の相違 （女川は津波ガイドの記載と整合）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.5 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価</p> <p>津波防護対象設備への影響のうち、水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価に当たっては、津波による水位低下や水位上昇といった水位変動に伴う取水性の低下並びに砂移動や漂流物等の津波の二次的な影響による津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止するための評価を行うため、「(1) 評価方針」にて評価を行う方針を定め、「(2) 評価方法」に定める評価方法を用いて評価を実施し、評価の結果を「(3) 評価結果」に示す。</p> <p>評価において、水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響を与える可能性がある場合は、「(4) 津波防護対策」に示す対策を講ずることにより、水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響によって、津波防護対象設備が有する重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないこととし、この場合の「(3) 評価結果」は、津波防護対策を踏まえて示すこととする。</p> <p>(1) 評価方針</p> <p>水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止に係る評価では、海水を使用しプラントの冷却を行うために海域と連接する系統を持ち、津波による水位変動が取水性に影響を与える可能性があると考えられる非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）を対象に、水位変動に対して非常用海水ポンプの取水性が確保できることの確認を行う。</p> <p>a. 非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の取水性</p> <p>津波による水位の低下及び波力に対して、非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）が機能保持できる設計であることを確認する。また、津波による水位の低下に対して、プラントの冷却に必要な海水が確保できることを確認する。</p>	<p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の機能保持確認</p> <p>津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口等の通水性が確保できることを確認し、浮遊砂等の混入に対して非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）が機能保持できる設計であることを確認する。</p>	<p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針	資料番号の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2020年8月31日

02-工-B-01-0003_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次	
		1. 概要 1 2. 設計の基本方針 2 3. 要求機能及び性能目標 3 3.1 津波防護施設 4 3.2 浸水防止設備 7 3.3 津波監視設備 27 4. 機能設計 28 4.1 津波防護施設 28 4.2 浸水防止設備 34 4.3 津波監視設備 54	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本添付書類は、添付書類「VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」に基づき、津波防護に関する施設の施設分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各施設の機能設計及び構造強度設計に関する設計方針について説明するものである。</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>発電所に影響を与える可能性がある基準津波の発生により、添付書類「VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」にて設定している津波防護対象設備がその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため、津波防護に関する施設を設置する。津波防護に関する施設は、添付書類「VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定」で設定している入力津波に対して、その機能が保持できる設計とする。</p> <p>津波防護に関する施設の設計に当たっては、添付書類「VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」にて設定している津波防護対策を実施する目的や施設の分類を踏まえて、施設分類ごとの要求機能を整理するとともに、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。</p> <p>津波防護に関する施設の構造強度設計上の性能目標を達成するため、施設ごとに各機能の設計方針を示す。</p> <p>津波防護に関する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針等については、添付書類「VI-3-別添3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p> <p>津波防護に関する施設の設計フローを図2-1に示す。</p> <p>(注)フロー中の番号は本添付書類での記載箇所の章を示す。 *：添付書類「VI-3-別添3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針」</p> <p>図2-1 施設的设计フロー</p>	<p>資料番号の相違</p> <p>資料番号の相違</p> <p>資料番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

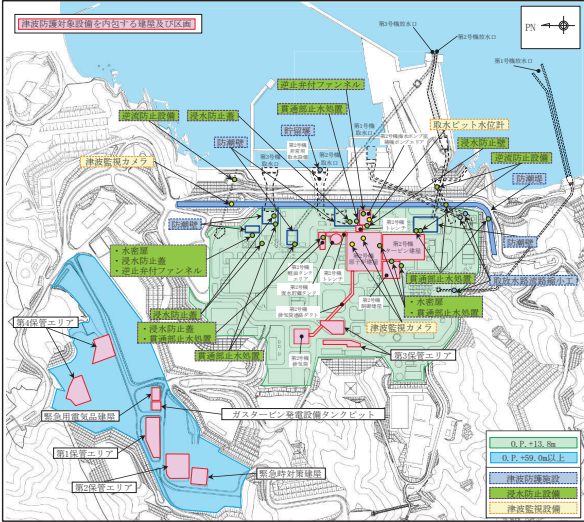
：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3. 要求機能及び性能目標</p> <p>津波防護対策を実施する目的として、添付書類「VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」において、津波の発生に伴い、津波防護対象設備がその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこととしている。また、施設の分類については、添付書類「VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」において、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備に分類している。これらを踏まえ、施設分類ごとの要求機能を整理するとともに、施設分類ごとの要求機能を踏まえた施設ごとの機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を設定する。</p> <p>津波防護に関する施設について、施設分類（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備）ごとの配置を図3-1に示す。</p>	<p>資料番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p data-bbox="1503 1098 1765 1118">図 3-1 津波防護に関する施設の配置</p>	<p data-bbox="1951 1098 2170 1118">敷地の地形、設備配置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			敷地の地形、設備配置の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			敷地の地形、設備配置の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			敷地の地形、設備配置の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.1 津波防護施設 (1) 施設 a. 防潮堤 (a) 防潮堤（鋼管式鉛直壁）（外郭防護） (b) 防潮堤（盛土堤防）（外郭防護） b. 防潮壁 (a) 防潮壁（第2号機海水ポンプ室）（外郭防護） (b) 防潮壁（第2号機放水立坑）（外郭防護） (c) 防潮壁（第3号機海水ポンプ室）（外郭防護） (d) 防潮壁（第3号機放水立坑）（外郭防護） (e) 防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）（外郭防護） c. 取放水路流路縮小工 (a) 取放水路流路縮小工（第1号機取水路）（No.1），（No.2）（外郭防護） (b) 取放水路流路縮小工（第1号機放水路）（外郭防護）	設備対策の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>d. 貯留堰 (No.1), (No.2), (No.3), (No.4), (No.5), (No.6)</p> <p>(2) 要求機能 津波防護施設は、繰返しの襲来を想定した入力津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備が、要求される機能を損なうおそれがないよう、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。</p> <p>(3) 性能目標 a. 防潮堤 (a) 防潮堤 (鋼管式鉛直壁)</p> <p>防潮堤 (鋼管式鉛直壁) は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮堤 (鋼管式鉛直壁) は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とする。上部工は鋼管杭、鋼製遮水壁及び漂流物防護工で構成し、鋼管杭の周囲にコンクリート製の背面補強工を設置する。下部工の鋼管杭は岩盤又は改良地盤に支持され、すべり安定性を確保するために改良地盤の海側に置換コンクリートを設置する。上部工の鋼管杭と下部工の鋼管杭は一体の構造であるため、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、上部工の境界部及び地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備対策の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(b) 防潮堤（盛土堤防）</p> <p>防潮堤（盛土堤防）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮堤（盛土堤防）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とする。セメント改良土による盛土構造とし、岩盤又は改良地盤に支持され、すべり安定性を確保するために、改良地盤の海側に置換コンクリートを設置する。また、十分に低い透水性の材料とすることにより、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構造の相違 記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>設備構造の相違 記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを 事故シーケンスグループとし て選定していないため女川で は不要（東海第二特有）</p> <p>設備構造の相違 記載表現の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>設備の相違（防潮扉は東二のみ設置）</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違(放水路ゲートは東ニのみ設置)
			津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 防潮壁</p> <p>(a) 防潮壁（第2号機海水ポンプ室）</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、</p>	<p>逆流防止設備は、「3.1.(3)c.」 と比較 記載表現の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを 事故シーケンスグループとし て選定していないため女川で は不要（東海第二特有）</p> <p>設備の相違（防潮壁は女川のみ 設置）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先入審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(b) 防潮壁（第2号機放水立坑）</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(c) 防潮壁（第3号機海水ポンプ室）</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p> <p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(d) 防潮壁（第3号機放水立坑）</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とともに、地震時に異なる挙動を示す可能性がある構造体の境界部には止水ジョイントを設置し、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(e) 防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）</p> <p>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）で構成し、第3号機海水熱交換器建屋取水立坑上に設置し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、上部工と下部工を一体とした構造とし、上部工が下部工からずれる又は浮き上がるおそれのない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>c. 取放水路流路縮小工</p> <p>(a) 取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No.1), (No.2)</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No.1), (No.2)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、第1号機取水路からの津波の流入を抑制し、第1号機取水路から敷地への津波の流入を防止することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p> <p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p> <p>設備の相違(取放水路流路縮小工は女川のみ設置)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No.1)、(No.2)は、第1号機取水路内に設置するコンクリートに貫通部を設けた構造であり、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(b) 取放水路流路縮小工（第1号機放水路）</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、第1号機放水路からの津波の流入を抑制し、第1号機放水路から敷地への津波の流入を防止することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は、第1号機放水路内に設置するコンクリートに貫通部を設けた構造であり、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>d. 貯留堰 (No.1)、(No.2)、(No.3)、(No.4)、(No.5)、(No.6)</p> <p>貯留堰 (No.1)、(No.2)、(No.3)、(No.4)、(No.5)、(No.6)は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波による水位低下に対して非常用海水ポンプが取水可能な高さ以上の施工により、非常用海水ポンプの機能が保持でき、かつ、原子炉冷却に必要な海水を確保できることを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貯留堰 (No.1)、(No.2)、(No.3)、(No.4)、(No.5)、(No.6)は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、取水口底盤に設置する鉄筋コンクリート製の堰で構成し、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、ずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違(取放水路流路縮小工は女川のみ設置)</p> <p>設備の相違 記載表現の相違</p> <p>設備の相違 設備構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.2 浸水防止設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>a. 逆流防止設備</p> <p>(a) 屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No. 1), (No. 2), (No. 3)（外郭防護）</p> <p>(b) 屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）（外郭防護）</p> <p>(c) 補機冷却海水系放水路逆流防止設備 (No. 1), (No. 2)（外郭防護）</p> <p>b. 水密扉</p> <p>(a) 水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No. 1)（外郭防護）</p> <p>(b) 水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No. 2)（外郭防護）</p> <p>(c) 原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 1)（内郭防護）</p> <p>(d) 原子炉建屋浸水防止水密扉 (No. 2)（内郭防護）</p> <p>(e) 制御建屋浸水防止水密扉 (No. 1)（内郭防護）</p> <p>(f) 制御建屋浸水防止水密扉 (No. 2)（内郭防護）</p> <p>(g) 制御建屋浸水防止水密扉 (No. 3)（内郭防護）</p> <p>(h) 計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No. 3)（内郭防護）</p> <p>(i) 制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉（内郭防護）</p> <p>(j) 制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉（内郭防護）</p> <p>(k) 第2号機 MCR 浸水防止水密扉（内郭防護）</p> <p>(l) 制御建屋浸水防止水密扉 (No. 4)（内郭防護）</p> <p>(m) 制御建屋浸水防止水密扉 (No. 5)（内郭防護）</p> <p>c. 浸水防止蓋</p> <p>(a) 浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）（外郭防護）</p> <p>(b) 浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）（外郭防護）</p> <p>(c) 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部）（外郭防護）</p> <p>(d) 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No. 1), (No. 2)（外郭防護）</p> <p>(e) 浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））（外郭防護）</p> <p>(f) 浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））（外郭防護）</p> <p>(g) 地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No. 1), (No. 2)（内郭防護）</p> <p>(h) 地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋（内郭防護）</p> <p>d. 浸水防止壁</p>	<p>設備対策の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(a) 第2号機海水ポンプ室浸水防止壁（内郭防護）</p> <p>e. 逆止弁付ファンネル</p> <p>(a) 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）,（No.3）（外郭防護）</p> <p>(b) 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）,（No.3）（外郭防護）</p> <p>(c) 第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）（外郭防護）</p> <p>(d) 第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）,（No.3）（外郭防護）</p> <p>(e) 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）（外郭防護）</p> <p>(f) 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）（外郭防護）</p> <p>(g) 第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）（外郭防護）</p> <p>(h) 第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル（No.1）,（No.2）,（No.3）（外郭防護）</p> <p>f. 貫通部止水処置</p> <p>(a) 貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）（外郭防護）</p> <p>(b) 貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）（外郭防護）</p> <p>(c) 貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）（外郭防護）</p> <p>(d) 貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）（外郭防護）</p> <p>(e) 貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）（外郭防護）</p> <p>(f) 貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）（内郭防護）</p> <p>(g) 貫通部止水処置（第2号機制御建屋）（内郭防護）</p> <p>(h) 貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）（内郭防護）</p>	<p>設備対策の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 要求機能</p> <p>浸水防止設備は、繰返しの襲来を想定した入力津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備が、要求される機能を損なうおそれがないよう、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 逆流防止設備</p> <p>(a) 屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No. 1), (No. 2), (No. 3)</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No. 1), (No. 2), (No. 3) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）を介して浸水することを防止するため、屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No. 1), (No. 2), (No. 3) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の扉体で構成し、十分な支持性能を有する屋外排水路（防潮堤南側）の出口側集水ピットに固定する構造（地中構造物）とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(b) 屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地前面</p>	<p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>女川は設備の設置目的を具体的に記載</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>女川は設備の設置目的を具体的に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>に屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）を介して浸水することを防止するため、屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の漂流物防護工及び扉体で構成し、十分な支持性能を有する屋外排水路（防潮堤北側）の出口側集水ピットに固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(c) 補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）</p> <p>補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に補機冷却海水系放水路逆流防止設備を介して浸水することを防止するため、補機冷却海水系放水路逆流防止設備に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の扉体で構成し、十分な支持性能を有する防潮壁（第2号機放水立坑）に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>流入経路の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>女川は設備の設置目的を具体的に記載</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	<p>b. 水密扉</p> <p>(a) 水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1)</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1)を介して浸水することを防止するため、水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1)に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(b) 水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2)</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2)を介して浸水することを防止するため、水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2)に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>溢水想定との相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>溢水想定との相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>溢水想定との相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>溢水想定との相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(c) 原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）を介して浸水することを防止するため、原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する原子炉建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(d) 原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）を介して浸水することを防止するため、原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する原子炉建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(e) 制御建屋浸水防止水密扉（No.1）</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉（No.1）を介して浸水することを防止するため、制御建屋浸水防止水密扉（No.1）に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水</p>	<p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>考慮する荷重の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設置位置の相違</p>
		<p>(f) 制御建屋浸水防止水密扉 (No.2)</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.2) は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉 (No.2) を介して浸水することを防止するため、制御建屋浸水防止水密扉 (No.2) に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p>
		<p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.2) は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>考慮する荷重の相違</p> <p>設置位置の相違</p>
		<p>(g) 制御建屋浸水防止水密扉 (No.3)</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.3) は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉 (No.3) を介して浸水することを防止するため、制御建屋浸水防止水密扉 (No.3) に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p>
<p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.3) は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>考慮する荷重の相違</p> <p>設置位置の相違</p>		
<p>(h) 計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3)</p> <p>計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3) は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3) を介して浸水することを防止するため、計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3) に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止</p>	<p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>計測制御電源室（B）浸水防止水密扉（No.3）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>考慮する荷重の相違 設置位置の相違</p>
		<p>(i) 制御建屋空調機械（A）室浸水防止水密扉</p> <p>制御建屋空調機械（A）室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋空調機械（A）室浸水防止水密扉を介して浸水することを防止するため、制御建屋空調機械（A）室浸水防止水密扉に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違 考慮する荷重の相違 女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p>
		<p>制御建屋空調機械（A）室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>考慮する荷重の相違 設置位置の相違</p>
		<p>(j) 制御建屋空調機械（B）室浸水防止水密扉</p> <p>制御建屋空調機械（B）室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋空調機械（B）室浸水防止水密扉を介して浸水することを防止するため、制御建屋空調機械（B）室浸水防止水密扉に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違 考慮する荷重の相違 女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p>
		<p>制御建屋空調機械（B）室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>考慮する荷重の相違 設置位置の相違</p>
		<p>(k) 第2号機 MCR 浸水防止水密扉</p> <p>第2号機 MCR 浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設</p>	<p>設備の相違 考慮する荷重の相違</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>備を内包する建屋及び区画に第2号機 MCR 浸水防止水密扉を介して浸水することを防止するため、第2号機 MCR 浸水防止水密扉に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第2号機 MCR 浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(1) 制御建屋浸水防止水密扉 (No.4)</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.4) は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉 (No.4) を介して浸水することを防止するため、制御建屋浸水防止水密扉 (No.4) に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.4) は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(m) 制御建屋浸水防止水密扉 (No.5)</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.5) は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉 (No.5) を介して浸水することを防止するため、制御建屋浸水防止水密扉 (No.5) に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉 (No.5) は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の水密扉で構成し、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>考慮する荷重の相違 設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違 女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>考慮する荷重の相違 設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違 女川は浸水高さを想定する場所を具体的に記載</p> <p>考慮する荷重の相違 設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>c . 浸水防止蓋</p> <p>(a) 浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）</p> <p>浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）を介して浸水することを防止するため、原子炉機器冷却海水配管ダクトに想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する原子炉機器冷却海水配管ダクトに固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(b) 浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）</p> <p>浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）を介して浸水することを防止するため、第3号機補機冷却海水系放水ビットに想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違 設置位置の相違</p>
		<p>(c) 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角なし部） 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角なし部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角なし部）を介して浸水することを防止するため、浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角なし部）に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違 設置位置の相違</p>
		<p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角なし部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違 設置位置の相違</p>
		<p>(d) 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1)、(No.2) 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1)(No.2)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1)(No.2)を介して浸水することを防止するため、浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1)(No.2)に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1)(No.2)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸</p>	<p>設備の相違 設置位置の相違</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(e) 浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内）） 浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））を介して浸水することを防止するため、揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内）に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(f) 浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内）） 浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））を介して浸水することを防止するため、揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内）に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(g) 地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No.1), (No.2) 地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No.1), (No.2) は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である軽油タンクエリアに浸水防止蓋を介して浸水することを防止するため、地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No.1), (No.2) に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋 (No.1), (No.2) は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する軽油タンクエリアに固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(h) 地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋 地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である軽油タンクエリアに浸水防止蓋を介して浸水することを防止するため、地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋に想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止蓋で構成し、十分な支持性能を有する軽油タンクエリアに固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>d. 浸水防止壁 (a) 第2号機海水ポンプ室浸水防止壁 第2号機海水ポンプ室浸水防止壁は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに浸水することを防止するため、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第2号機海水ポンプ室浸水防止壁は、津波による溢水を考慮した浸水に伴</p>	<p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違(浸水防止壁は女川のみ設置)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の浸水防止壁で構成し、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>e. 逆止弁付ファンネル</p> <p>(a) 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)を介して浸水することを防止するため、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル(No.1),(No.2),(No.3)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(b) 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)を介して浸水することを防止するため、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>
		<p>(c) 第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)</p> <p>第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)を介して浸水することを防止するため、海水ポンプ室に想定される津</p>	<p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(d) 第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)</p> <p>第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3) を介して浸水することを防止するため、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(e) 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) を介して浸水することを防止するため、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No.1),</p>	<p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	設置位置の相違
		<p>(f) 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)</p>	設備の相違
		<p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) を介して浸水することを防止するため、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	設置位置の相違
		<p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)</p>	設備の相違
		<p>(No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	設置位置の相違
		<p>(g) 第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)</p>	設備の相違
<p>第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) を介して浸水することを防止するため第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	設置位置の相違		
<p>第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋に</p>	設備の相違 設置位置の相違		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(h) 第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)</p> <p>第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)を介して浸水することを防止するため、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>第3号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波の浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、鋼製の逆止弁で構成し、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋に固定する構造とし、地震後、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>f. 貫通部止水処置</p> <p>(a) 貫通部止水処置 (第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部)</p> <p>貫通部止水処置 (第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置 (第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部)は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシーล又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備仕様相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(b) 貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備仕様の相違</p>
		<p>(c) 貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）</p> <p>貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備仕様の相違</p>
		<p>(d) 貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）</p> <p>貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮</p>	<p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備仕様の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(e) 貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）</p> <p>貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(f) 貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(g) 貫通部止水処置（第2号機制御建屋）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機制御建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機制御建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構</p>	<p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>(h) 貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）は、津波による溢水を考慮した浸水に伴う津波荷重並びに余震、漂流物の衝突、風及び積雪による荷重に対し、貫通部の貫通口と貫通物の隙間をシリコンシール又はブーツラバーにより塞ぐ構造とし、止水性の保持を考慮して主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上の性能目標とする。</p>	<p>設備仕様の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.)で比較済み</p> <p>浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.)で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.) で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.) で比較済み

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については，前段 (3.2.(3)c.) で比較済み
			逆止弁については，前段 (3.2.(3)e.) で比較済み

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			逆止弁については，前段 (3.2.(3)e.) で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.) で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.) で比較済み</p> <p>浸水防止蓋については、前段 (3.2.(3)c.) で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			水密ハッチについては、前段 (3.2.(3)b.) で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>水密扉については、前段 (3.2.(3)b.) で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			水密扉については、前段 (3.2.(3)b.)で比較済み
			水密扉については、前段 (3.2.(3)b.)で比較済み
			水密扉については、前段 (3.2.(3)b.)で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>水密扉については、前段 (3.2.(3)b.)で比較済み</p> <p>水密扉については、前段 (3.2.(3)b.)で比較済み</p> <p>水密扉については、前段 (3.2.(3)b.)で比較済み</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>貫通部止水処置については、 前段（3.2.(3)f.）で比較済み</p> <p>貫通部止水処置については、 前段（3.2.(3)f.）で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>貫通部止水処置については、 前段（3.2.（3）f.）で比較済み</p> <p>貫通部止水処置については、 前段（3.2.（3）f.）で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.3 津波監視設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>a. 津波監視カメラ</p> <p>b. 取水ピット水位計</p> <p>(2) 要求機能</p> <p>津波監視設備は、繰返しの襲来を想定した入力津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護施設及び浸水防止設備が機能を保持できていることを監視するため、津波の襲来状況を監視できることが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 津波監視カメラ</p> <p>津波監視カメラは、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、波力及び漂流物の影響を受けない位置にカメラ本体を設置するとともに、昼夜問わず敷地への津波の襲来状況を監視可能な仕様とし、波力及び漂流物の影響を受けない位置へ</p>	<p>設備名称の相違 設計方針の相違 (女川は取水ピット水位計にて上昇側・下降側を監視可能)</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>の電路の設置及び非常用電源から給電する構成とすることにより、中央制御室での監視機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>津波監視カメラは、風及び積雪を考慮した荷重に対し、監視機能が保持できる設計とするために、カメラ本体を鋼製の架台上にボルトで固定する設計とし、津波の影響を受けない位置に設置し、主要な構造部材が構造健全性を保持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 取水ビット水位計</p> <p>取水ビット水位計は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、漂流物の影響を受けにくい位置に水位計を設置し、海水ポンプ室の上昇側及び下降側の水位変動を測定可能な能力を有するとともに、波力及び漂流物の影響を受けない位置への電路の設置及び非常用電源から給電する構成とすることにより、中央制御室での監視機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>記載表現の相違 設計方針の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設計方針の相違 (取水ビット水位計にて上昇側・下降側を監視可能)</p> <p>設計の相違 設備名称の相違 記載表現の相違 設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4. 機能設計</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定」で設定している入力津波に対し、「3. 要求機能及び性能目標」で設定している津波防護に関する施設の機能設計上の性能目標を達成するために、各施設の機能設計の方針を定める。</p> <p>4.1 津波防護施設</p> <p>(1) 防潮堤</p> <p>防潮堤は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 津波防護施設 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>防潮堤は、防潮堤（鋼管式鉛直壁）及び防潮堤（盛土堤防）の2種類に分けられる。防潮堤の構造形式及び基礎構造を踏まえ、以下に構造形式ごとの機能設計を示す。</p> <p>a. 防潮堤（鋼管式鉛直壁）</p> <p>防潮堤（鋼管式鉛直壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮堤（鋼管式鉛直壁）は、入力津波による浸水高さ（防潮堤前面：O.P.+24.4m）に対して余裕を考慮した天端高さ O.P.+29.0m とし、防潮堤（盛土堤防）と合わせて敷地を取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮堤（鋼管式鉛直壁）の上部構造は、鋼管杭の前面に設置する鋼製遮水壁、止水ジョイント及び背面補強工により遮水性を保持する設計とする。また、鋼製遮水壁の前面に設置する漂流物防護工により、漂流物の衝突の影響を抑制する設計とする。</p> <p>防潮堤（鋼管式鉛直壁）の杭直下、周辺及び背面に、剛性の高い背面補強工（コンクリート）、改良地盤（高圧噴射攪拌工法）、置換コンクリート及びびセメント改良土を構築することで、杭の変形を抑制し、鋼製遮水壁、止水ジョイント、背面補強工、改良地盤、置換コンクリート及びびセメント改良土による止水性（遮水性・難透水性）を保持する設計とする。</p> <p>防潮堤（鋼管式鉛直壁）の鋼管杭、鋼製遮水壁、漂流物防護工、背面補強工及び置換コンクリートは、十分な支持性能を有する岩盤及び改良地盤に支持</p>	<p>資料番号の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>する設計とする。</p> <p>防潮堤（鋼管式鉛直壁）の鋼製遮水壁間は、波圧による変形に追随する、止水ジョイント（止水ゴム又はウレタン・シリコン）を設置することで、遮水性を保持する設計とする。</p> <p>鋼製遮水壁間に設置する止水ジョイント（止水ゴム又はウレタン・シリコン）は、以下に示す耐圧試験により止水性を確認したものと同一材質の止水ジョイントを使用する設計とする。</p> <p>(a) 耐圧試験</p> <p>イ. 試験条件</p> <p>耐圧試験については、試験機を用いて津波時に想定される水圧を作用させた場合に、止水ジョイントに有意な漏えいが生じないことを確認する。</p> <p>ロ. 試験結果</p> <p>試験の結果、止水ジョイントに漏えいがなかったことを確認した。</p> <p>津波の波力による侵食や洗堀、地盤中からの回り込みによる浸水に対しては、十分に透水係数の低い地盤により難透水性を保持する設計とする。</p>	<p>設備構造の相違</p> <p>設備構造の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>津波特有の事故シーケンスを 事故シーケンスグループとし て選定していないため女川で は不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

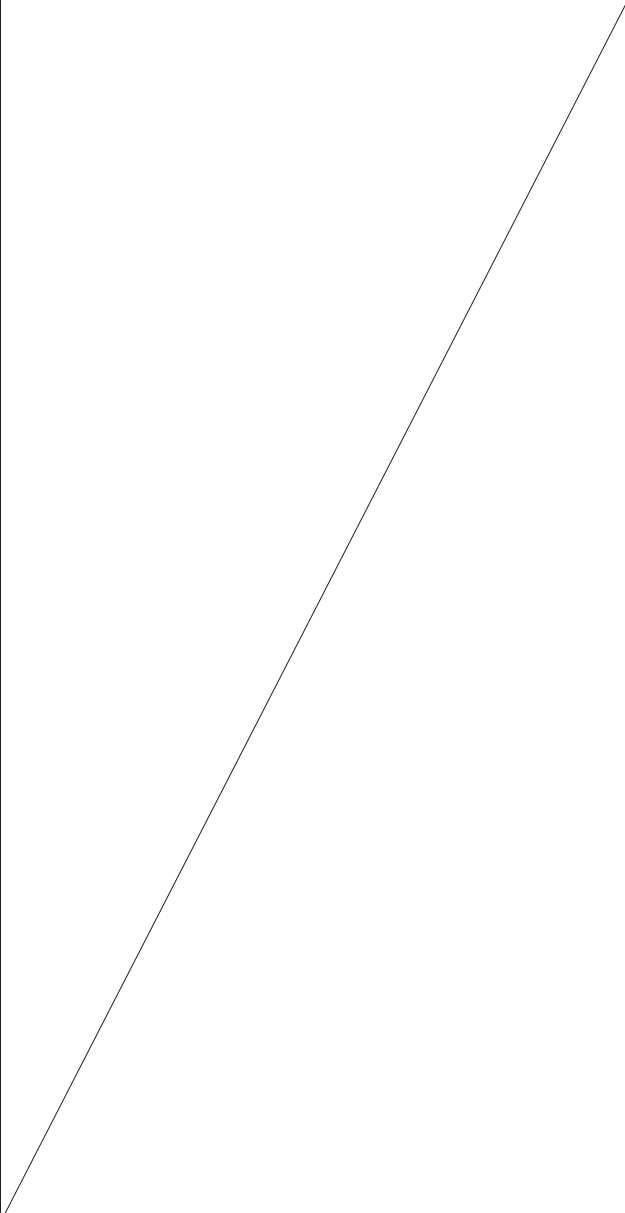
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 防潮堤（盛土堤防）</p> <p>防潮堤（盛土堤防）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮堤（盛土堤防）は、入力津波による浸水高さ（防潮堤前面：0.P.+24.4m）に対して余裕を考慮した天端高さ0.P.+29.0mとし、防潮堤（鋼管式鉛直壁）と合わせて敷地を取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮堤（盛土堤防）は、セメント改良土及び置換コンクリートで構成され、十分な支持性能を有する岩盤及び改良地盤に支持する設計とする。</p> <p>また、十分に透水係数の低いセメント改良土、置換コンクリート及び改良地盤による止水性（難透水性）を保持し、津波の波力による侵食や洗堀、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>津波特有の事故シーケンスを 事故シーケンスグループとし て選定していないため女川で は不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違（防潮扉は東二のみ設置） 記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違(放水路ゲートは東ニのみ設置) 記載表現の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違(放水路ゲートは東ニのみ設置)

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違(放水路ゲートは東ニのみ設置)

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2020年8月31日

02-工-B-01-0003_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違(放水路ゲートは東ニのみ設置)
			逆流防止設備は、「3.1.(3)c.」で比較

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

2020年8月31日

02-工-B-01-0003_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 防潮壁</p> <p>防潮壁は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 津波防護施設 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 防潮壁（第2号機海水ポンプ室）</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、防潮壁（第2号機海水ポンプ室）設置箇所の入力津波による浸水高さ O.P.+18.1m に対して余裕を考慮した天端高さ O.P.+19.0m とし、第2号機海水ポンプ室スクリーンエリアを取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、上部工と下部工を一体とした構造として施工することにより止水性を保持する設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、主要な構造体の境界並びに隣接する防潮堤（鋼管式鉛直壁）及び第2号機海水ポンプ室との境界には、試験等により</p>	<p>設備の相違（防潮壁は女川のみ設置）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>止水性を確認した止水ジョイントを設置し、境界部からの浸水を防止する設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）の主要な構造体の境界並びに隣接する防潮堤（鋼管式鉛直壁）及び第2号機海水ポンプ室との境界に設置する止水ジョイントは、以下に示す耐圧試験により止水性を確認したものと同一材質の止水ジョイントを使用する設計とする。</p> <p>(a) 耐圧試験</p> <p>イ. 試験条件</p> <p>耐圧試験については、試験機を用いて津波時に想定される水圧を作用させた場合に、止水ジョイントに有意な漏えいが生じないことを確認する。</p> <p>ロ. 試験結果</p> <p>試験の結果、止水ジョイントに漏えいが無いことを確認した。</p> <p>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）は、下部工に鉄筋コンクリート製のフーチングもしくは鋼製の矢板を設置することから、津波の波力による侵食及び洗掘に対する耐性を有することで、止水性を保持する設計とする。</p> <p>b. 防潮壁（第2号機放水立坑）</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、防潮壁（第2号機放水立坑）設置箇所の入力津波による浸水高さ 0.P.+17.4m に対して余裕を考慮した天端高さ 0.P.+19.0m とし、第2号機放水立坑を取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製厚の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、上部工と下部工を一体とした構造として施工することにより止水性を保持する設計とする。</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、主要な構造体の境界には、試験等により止水性を確認した止水ジョイントを設置し、境界部からの浸水を防止する設計とする。耐圧試験内容は「a. 防潮壁（第2号機海水ポンプ室）」と同じ。</p> <p>防潮壁（第2号機放水立坑）は、下部工に鉄筋コンクリート製のフーチングもしくは鋼製の矢板を設置することから、津波の波力による侵食及び洗掘に対する耐性を有することで、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設備の相違（防潮壁は女川のみ設置）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>c. 防潮壁（第3号機海水ポンプ室）</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、防潮壁（第3号機海水ポンプ室）設置箇所への入力津波による浸水高さ O.P.+19.0m に対して余裕を考慮した天端高さ O.P.+20.0m とし、第3号機海水ポンプ室スクリーンエリアを取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、上部工と下部工を一体とした構造として施工することにより止水性を保持する設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、主要な構造体の境界並びに隣接する防潮堤（鋼管式鉛直壁）及び第3号機海水ポンプ室との境界には、試験等により止水性を確認した止水ジョイントを設置し、境界部からの浸水を防止する設計とする。耐圧試験内容は「a. 防潮壁（第2号機海水ポンプ室）」と同じ。</p> <p>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）は、下部工に鉄筋コンクリート製のフーチングもしくは鋼製の矢板を設置することから、津波の波力による侵食及び洗掘に対する耐性を有することで、止水性を保持する設計とする。</p> <p>d. 防潮壁（第3号機放水立坑）</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、防潮壁（第3号機放水立坑）設置箇所への入力津波による浸水高さ O.P.+17.5m に対して余裕を考慮した天端高さ O.P.+19.0m とし、第3号機放水立坑を取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）及び鋼製扉の3種類の構造形式で構成し、下部工は岩盤に支持される鋼管杭とフーチングで構成し、上部工と下部工を一体とした構造として施工することにより止水性を保持する設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、主要な構造体の境界には、試験等により止水性を確認した止水ジョイントを設置し、境界部からの浸水を防止する設計と</p>	<p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p> <p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>する。耐圧試験内容は「a.防潮壁（第2号機海水ポンプ室）」と同じ。</p> <p>防潮壁（第3号機放水立坑）は、下部工に鉄筋コンクリート製のフーチングもしくは鋼製の矢板を設置することから、津波の波力による侵食及び洗掘に対する耐性を有することで、止水性を保持する設計とする。</p> <p>e. 防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）</p> <p>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの施工により止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）は、防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）設置箇所への入力津波による浸水高さ 0.P.+19.0m に対して余裕を考慮した天端高さ 0.P.+20.0m とし、第3号機海水熱交換器建屋取水立坑を取り囲むように設置する設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）は、上部工は鋼製遮水壁（鋼板）で構成し、岩盤に支持される第3号機海水熱交換器建屋取水立坑上に一体とした構造として施工することにより止水性を保持する設計とする。</p> <p>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）は、主要な構造体の境界並びに隣接する第3号機海水熱交換器建屋との境界には塗膜防水を塗布し、境界部からの浸水を防止する設計とする。</p> <p>(3) 取放水路流路縮小工</p> <p>取放水路流路縮小工は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 津波防護施設 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No.1), (No.2)</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、第1号機取水路からの津波の流入を抑制し、第1号機取水路から敷地への津波の流入を防止するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機取水路）(No.1), (No.2) は、入力津波による浸水高さ 0.P.+24.4m に対して機能を保持する設計とする。</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機取水路）は、コンクリートに貫通部を設けた構造とし、十分な支持性能を有する第1号機取水路内に設置することにより機能を保持する設計とする。</p>	<p>設備の相違(防潮壁は女川のみ設置)</p> <p>設備の相違(取放水路流路縮小工は女川のみ設置)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 取放水路流路縮小工（第1号機放水路）</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、第1号機放水路からの津波の流入を抑制し、第1号機放水路から敷地への津波の流入を防止するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は、入力津波による浸水高さ O.P.+24.4m に対して機能を保持する設計とする。</p> <p>取放水路流路縮小工（第1号機放水路）は、コンクリートに貫通部を設けた構造とし、十分な支持性能を有する第1号機放水路内に設置することにより機能を保持する設計とする。</p> <p>(4) 貯留堰（No.1）、（No.2）、（No.3）、（No.4）、（No.5）、（No.6）</p> <p>貯留堰（No.1）、（No.2）、（No.3）、（No.4）、（No.5）、（No.6）は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.1 津波防護施設（3）性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>貯留堰（No.1）、（No.2）、（No.3）、（No.4）、（No.5）、（No.6）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波による水位低下に対して非常用海水ポンプが取水可能な高さ以上の施工により、非常用海水ポンプの機能が保持でき、かつ、原子炉冷却に必要な海水を確保するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>貯留堰（No.1）、（No.2）、（No.3）、（No.4）、（No.5）、（No.6）は、非常用海水ポンプの取水に必要な高さ及び原子炉冷却に必要な貯留量を考慮した天端高さ O.P.-6.3m とし、取水口底盤に設置する設計とする。</p> <p>貯留堰（No.1）、（No.2）、（No.3）、（No.4）、（No.5）、（No.6）は、鉄筋コンクリート製の堰であり、取水口、取水路及び海水ポンプ室とあわせて海水を貯留する設計とする。貯留堰は取水口と一体構造とし、ずれる又は浮き上がるおそれのない設計とするとともに、部材を有意な漏えいを生じない変形にとどめる設計とする。また、漏水が生じるような顕著なひび割れが発生しない設計とすることにより、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設備の相違（取放水路流路縮小工は女川のみ設置）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.2 浸水防止設備</p> <p>(1) 逆流防止設備</p> <p>逆流防止設備は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 浸水防止設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No.1), (No.2), (No.3)</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No.1), (No.2), (No.3) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）を介して浸水することを防止し、屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No.1), (No.2), (No.3) は、屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）の入力津波高さ 0.P.+24.4m に余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤南側）(No.1), (No.2), (No.3) は、鋼製とし、十分な支持性能を有する屋外排水路（防潮堤南側）の出口側集水ビットに設置し、扉体と戸当りの境界には止水ゴムを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>b. 屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）は、地震後の繰返しの襲来を想定し</p>	<p>設備の相違 (女川は逆流防止設備全てを表現)</p> <p>記載表現の相違 設備の相違</p> <p>流入経路の相違 女川は設備の設置目的を具体的に記載</p> <p>設備の相違 設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>た経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）を介して浸水することを防止し、屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）は、屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）の入力津波高さ0.P.+24.4mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>屋外排水路逆流防止設備（防潮堤北側）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する屋外排水路（防潮堤北側）の出口側集水ピットに設置し、扉体と戸当りの境界には止水ゴムを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。また、鋼製の扉体の前面に設置する漂流物防護工により、漂流物の衝突の影響を抑制する設計とする。</p> <p>c. 補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）</p> <p>補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に補機冷却海水系放水路逆流防止設備を介して浸水することを防止し、補機冷却海水系放水路逆流防止設備に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）は、補機冷却海水系放水路逆流防止設備の入力津波高さ0.P.+17.4mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>補機冷却海水系放水路逆流防止設備（No.1）、（No.2）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する防潮壁（第2号機放水立坑）に設置し、扉体と戸当りの境界には止水ゴムを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>流入経路の相違</p> <p>女川は設備の設置目的を具体的に記載</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>流入経路の相違</p> <p>女川は設備の設置目的を具体的に記載</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 水密扉</p> <p>水密扉は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 浸水防止設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1)</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1) を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1) は、取水立坑の入力津波高さ 0.P.+19.0m に対して、第3号機海水熱交換器建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.1) は、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>b. 水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2)</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置された敷地に水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2) を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2) は、取水立坑の入力津波高さ 0.P.+19.0m に対して、第3号機海水熱交換器建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>水密扉（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア）(No.2) は、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設備の相違 (女川は水密扉全てを表現)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>溢水想定相違 考慮する荷重の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>溢水想定相違 考慮する荷重の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>c. 原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水高さFL+0.4mに対して、原子炉建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.1）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する原子炉建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>d. 原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水高さFL+0.4mに対して、原子炉建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>原子炉建屋浸水防止水密扉（No.2）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する原子炉建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>e. 制御建屋浸水防止水密扉（No.1）</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉（No.1）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.1）は、津波による溢水を考慮した浸水高さFL+4.0mに対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.1）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制</p>	<p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>f. 制御建屋浸水防止水密扉（No.2）</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉（No.2）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水高さFL+4.0mに対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.2）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>g. 制御建屋浸水防止水密扉（No.3）</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.3）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉（No.2）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.3）は、津波による溢水を考慮した浸水高さFL+4.0mに対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.3）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>h. 計測制御電源室（B）浸水防止水密扉（No.3）</p> <p>計測制御電源室（B）浸水防止水密扉（No.3）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に計測制御電源室（B）浸水防止水密扉（No.3）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 考慮する荷重の相違 設備の相違</p> <p>設計条件の相違 設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 考慮する荷重の相違 設備の相違</p> <p>設計条件の相違 設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 考慮する荷重の相違 設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3) は、津波による溢水を考慮した浸水高さ FL+0.4m に対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>計測制御電源室 (B) 浸水防止水密扉 (No.3) は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>i. 制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉</p> <p>制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水高さ FL+14.0m に対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋空調機械 (A) 室浸水防止水密扉は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>j. 制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉</p> <p>制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水高さ FL+0.4m に対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋空調機械 (B) 室浸水防止水密扉は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>k. 第2号機 MCR 浸水防止水密扉</p> <p>第2号機 MCR 浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に第2号機 MCR 浸水防止水密扉を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第2号機 MCR 浸水防止水密扉は、津波による溢水を考慮した浸水高さ FL+4.0m に対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機 MCR 浸水防止水密扉は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>l. 制御建屋浸水防止水密扉（No.4）</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.4）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉（No.4）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.4）は、津波による溢水を考慮した浸水高さ FL+0.4m に対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.4）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>m. 制御建屋浸水防止水密扉（No.5）</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.5）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に制御建屋浸水防止水密扉（No.5）を介して浸水することを防止し、想定される浸水高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.5）は、津波による溢水を考慮した浸水高さ FL+0.4m に対して、制御建屋に設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>制御建屋浸水防止水密扉（No.5）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する制御建屋躯体に固定することにより、止水性を保持する設計とする。また、扉体</p>	<p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>考慮する荷重の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>と扉枠の境界にはパッキンを設置して圧着構造とし、止水性を保持する設計とする。</p> <p>(3) 浸水防止蓋</p> <p>浸水防止蓋は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 浸水防止設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）</p> <p>浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画で設置された敷地に浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）を介して浸水することを防止し、原子炉機器冷却海水配管ダクトに想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）は、浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）の入力津波高さ 0.P.+18.1m に余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>浸水防止蓋（原子炉機器冷却海水配管ダクト）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する原子炉機器冷却海水配管ダクトの上部に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>b. 浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）</p> <p>浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画で設置された敷地に浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）を介して浸水することを防止し、第3号機補機冷却海水系放水ビットに想定される津波高さに</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 （女川は、浸水防止蓋全てを表現）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先り審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）は、浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）の入力津波高さ 0.P.+17.5m に余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>浸水防止蓋（第3号機補機冷却海水系放水ビット）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に固定し、第3号機補機冷却海水系放水ビットとの構造境界部に止水ゴム又はガスケットを設置することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>c. 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部）</p> <p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画で設置された敷地に浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部）を介して浸水することを防止し、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部）は、第3号機海水熱交換器建屋の入力津波高さ 0.P.+19.0m に余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア角落し部）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>d. 浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1), (No.2)</p> <p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1), (No.2) は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地に浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部）(No.1), (No.2) を介して浸水することを防止し、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p>	<p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部（No.1）、（No.2）は、第3号機海水熱交換器建屋の入力津波高さ0.P.+19.0mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設計条件の相違</p>
		<p>浸水防止蓋（第3号機海水熱交換器建屋海水ポンプ設置エリア点検用開口部（No.1）、（No.2）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋躯体に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設置位置の相違</p>
		<p>e. 浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内）） 浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に設置された敷地に浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））を介して浸水することを防止し、揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p>	<p>設備の相違 設置位置の相違</p>
		<p>浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））の入力津波高さ0.P.+18.1mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設計条件の相違</p>
		<p>浸水防止蓋（揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、鋼製とし、十分な支持性能を有する揚水井戸（第2号機海水ポンプ室防潮壁区画内）の上部に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>設置位置の相違</p>
		<p>f. 浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内）） 浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画で設置された敷地に浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））を介して浸水することを防止し、揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内）に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p>	<p>設備の相違 設置位置の相違</p>
	<p>設計条件の相違</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>る。</p> <p>浸水防止蓋（揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内））は、鋼製とし、十分な支持性能を有する揚水井戸（第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内）の上部に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>g. 地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋（No.1）、（No.2）</p> <p>地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋（No.1）、（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である軽油タンクエリアに浸水することを防止し、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋（No.1）、（No.2）は、津波による溢水を考慮した浸水高さ0.16mに余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋（No.1）、（No.2）は、鋼製とし、十分な支持性能を有する軽油タンクエリアの上部に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>h. 地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋</p> <p>地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である軽油タンクエリアに浸水することを防止し、想定される浸水高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>地下軽油タンク機器搬出入用浸水防止蓋は、津波による溢水を考慮した浸水高さ0.16mに余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>地下軽油タンク燃料移送ポンプ室アクセス用浸水防止蓋は、鋼製とし、十分な支持性能を有する軽油タンクエリアの上部に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>(4) 浸水防止壁</p> <p>浸水防止壁は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 浸水防止設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針と</p>	<p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設備の相違(浸水防止壁は女川のみ設置)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>している。</p> <p>a. 第2号機海水ポンプ室浸水防止壁</p> <p>第2号機海水ポンプ室浸水防止壁は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波による溢水を考慮した浸水に余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>第2号機海水ポンプ室浸水防止壁は、津波による溢水を考慮した浸水高さ0.16mに余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機海水ポンプ室浸水防止壁は、鋼製とし、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>(5) 逆止弁付ファンネル</p> <p>逆止弁付ファンネルは、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 浸水防止設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2), (No.3)</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルを介して浸水することを防止し、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、海水ポンプ室の入力津波高さ0.P.+18.1mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、鋼製とし、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、以下に示す漏えい試験により止水性を確認したものと同一形状、寸法の逆止弁を設置する設計とする。</p>	<p>設備の相違</p> <p>(女川は、逆止弁付きファンネル全てを表現)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(a) 漏えい試験</p> <p>イ. 試験条件</p> <p>漏えい試験については、第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルを模擬した(同じ形状、寸法)試験体を用いて実施し、想定される津波高さに余裕を考慮した高さ以上となる水圧を作用させた場合に、弁座部からの漏えい量が許容漏えい量以下であることを確認する。第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルの漏洩試験の概要を図4-1に示す。</p> <p>ロ. 試験結果</p> <p>試験の結果、弁座部からの漏えい量が許容漏えい量以下であることを確認した。</p> <div data-bbox="1473 651 1787 1008"></div> <p>図4-1 逆止弁付ファンネルの漏えい試験概要図</p>	<p>設備の相違</p> <p>女川は、試験概要図を明記</p> <p>女川は、試験概要図を明記</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2), (No.3)</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルを介して浸水することを防止し、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、海水ポンプ室の入力津波高さ0.P.+18.1mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、鋼製とし、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、以下に示す漏えい試験により止水性を確認したものと同一形状、寸法の逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル」と同じ。</p>	<p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違 (女川は、逆止弁付ファンネル全てを前段で記載)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2020年8月31日

02-工-B-01-0003_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>c. 第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル (No.1), (No.2)</p> <p>第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルを介して浸水することを防止し、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、海水ポンプ室の入力津波高さ 0.P.+18.1m に余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、鋼製とし、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、以下に示す漏えい試験により止水性を確認したものと同一形状、寸法の逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル」と同じ。</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>d. 第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル（No.1）、（No.2）、（No.3）</p> <p>第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画である海水ポンプ室補機ポンプエリアに第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルを介して浸水することを防止し、海水ポンプ室に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、海水ポンプ室の入力津波高さ0.P.+18.1mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、鋼製とし、十分な支持性能を有する海水ポンプ室に止水ゴム又はガスケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第2号機タービン補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、以下に示す漏えい試験により止水性を確認したものと同一形状、寸法の逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル」と同じ。</p> <p>e. 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル（No.1）、（No.2）</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置される敷地に第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルを介して浸水することを防止し、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、第3号機海水熱交換器建屋の入力津波高さ0.P.+19.0mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋に止水ゴム又はガ</p>	<p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>スケットを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネルは、以下に示す漏えい試験により止水性を確認したものと同一形状、寸法の逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル」と同じ。</p> <p>f. 第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画が設置される敷地に第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルを介して浸水することを防止し、第3号機海水熱交換器建屋に想定される津波高さに余裕を考慮した高さに対する止水性を保持するため、以下の措置を講じる設計とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、第3号機海水熱交換器建屋の入力津波高さ0.P.+19.0mに余裕を考慮した津波高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、鋼製とし、十分な支持性能を有する第3号機海水熱交換器建屋に止水ゴム又はガasketを挟んで固定することにより、止水性を保持する設計とする。</p> <p>第3号機原子炉補機冷却海水ポンプ(B)(D)室逆止弁付ファンネルは、以下に示す漏えい試験により止水性を確認したものと同一形状、寸法の逆止弁を設置する設計とする。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル」と同じ。</p> <p>g. 第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネル(No.1), (No.2)</p> <p>第3号機高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室逆止弁付ファンネルは、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護対象設備を内包する建屋</p>	<p>設備の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>設備の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

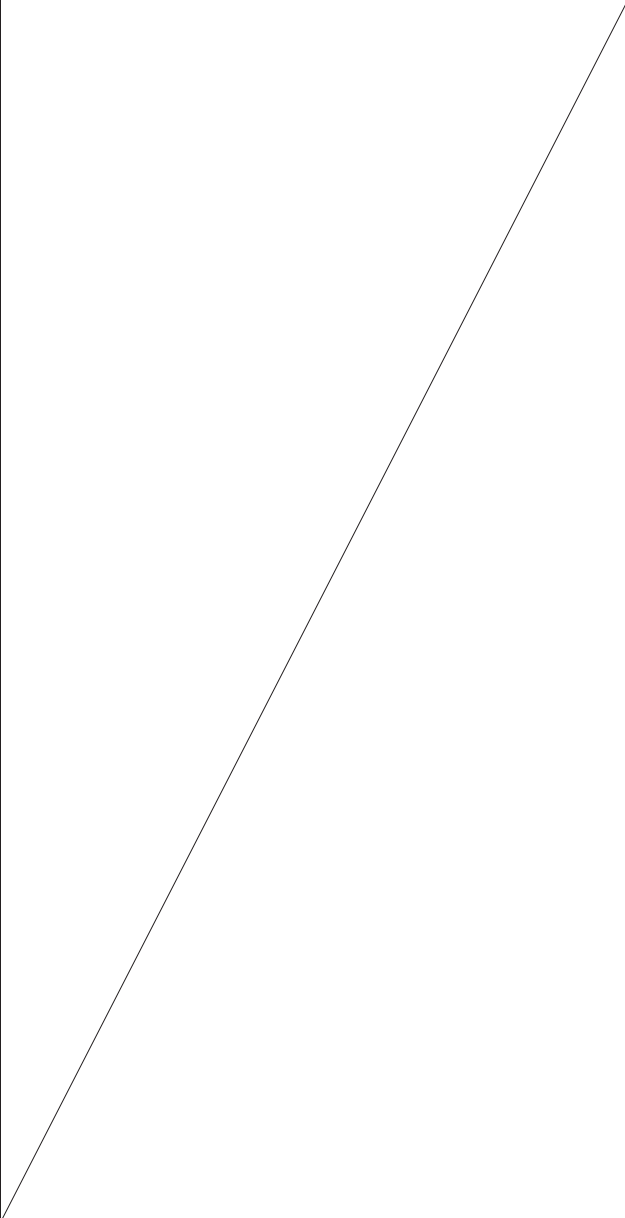
：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>「第2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(A)(C)室逆止弁付ファンネル」と同じ。</p> <p>(6) 貫通部止水処置</p> <p>貫通部止水処置は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.2 浸水防止設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>a. 貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）は、入力津波による浸水高さ 0.P.+18.1m（第2号機海水ポンプ室）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>イ. 試験条件</p> <p>漏えい試験は、実機で使用する形状及び寸法を考慮した試験体を用いて実施し、津波荷重水位以上の水位を想定した水頭圧を作用させた場合にシリコンシール及びブーツラバーと貫通部及び貫通部との境界部に漏えいが生じないことを確認する。シリコンシールによる貫通部止水処置の漏えい試験の概要を図4-2、ブーツラバーによる貫通部止水処置の漏えい試験の概要を図4-3に示す。</p> <p>ロ. 試験結果</p> <p>試験の結果、有意な漏えいは認められなかった。</p>	<p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>設備の相違 (女川は、貫通部止水処置全てを表現)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 流入経路の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>女川はブーツラバーの試験概要図を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<div data-bbox="1442 256 1852 576" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="1406 587 1861 608">図4-2 シリコンシールによる貫通部止水処置の漏えい試験概要図</p> <div data-bbox="1442 639 1852 890" style="border: 1px solid black; height: 157px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="1406 895 1861 916">図4-3 ブーツラバーによる貫通部止水処置の漏えい試験概要図</p> <div data-bbox="1458 935 1901 978" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p data-bbox="1496 943 1863 963">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div> <p data-bbox="1391 999 1765 1019">b. 貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）</p> <p data-bbox="1420 1031 1939 1153">貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p data-bbox="1420 1169 1939 1257">貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）は、入力津波による浸水高さ 0.P.+17.4m（第2号機放水立坑）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p data-bbox="1420 1273 1939 1361">貫通部止水処置（第2号機放水立坑防潮壁横断部）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p data-bbox="1397 1374 1514 1394">(a) 漏えい試験</p> <p data-bbox="1435 1410 1883 1431">「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。</p>	<p data-bbox="1955 895 2163 951">女川はブーツラバーの試験概要図を記載</p> <p data-bbox="1955 1031 2063 1086">設備の相違 流入経路の相違</p> <p data-bbox="1955 1169 2063 1190">設計条件の相違</p> <p data-bbox="1955 1273 2063 1294">設備仕様の相違</p> <p data-bbox="1955 1410 2163 1466">女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p>
		<p data-bbox="1451 1493 2047 1514">本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>c. 貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）</p> <p>貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）は、入力津波による浸水高さ 0.P.+19.0m（第3号機海水ポンプ室）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。</p> <p>d. 貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）</p> <p>貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）は、入力津波による浸水高さ 0.P.+17.5m（第3号機放水立坑）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第3号機放水立坑防潮壁横断部）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。</p> <p>e. 貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）</p> <p>貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（防潮堤（鋼管式鉛直壁）横断部）は、入力津波による浸水高さ 0.P.+24.4m（防潮堤前面）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p>	<p>流入経路の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>流入経路の相違</p> <p>設計条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>貫通部止水処置（防潮堤（銅管式鉛直壁）横断部）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。</p> <p>f. 貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波による溢水を考慮した浸水に余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水高さ2.2m（タービン建屋内の主復水器を設置するエリアの浸水深）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機原子炉建屋）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。</p>	<p>設備仕様の相違</p> <p>試験結果の呼び込みを記載</p> <p>設備の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>（女川は、貫通部止水処置全てを前段で記載）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計条件の相違</p> <p>記載表現の相違（説明書内記載の統一）</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>（ブーツラバーの試験結果は、前段（4.2.(6).a.）に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>g. 貫通部止水処置（第2号機制御建屋）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機制御建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波による溢水を考慮した浸水に余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機制御建屋）は、津波による溢水を考慮した浸水高さ2.1m（タービン建屋内のタービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室の浸水深）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機制御建屋）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p> <p>(a) 漏えい試験</p> <p>「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。</p> <p>h. 貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）</p> <p>貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）は、津波による溢水を考慮した浸水に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波による溢水を考慮した浸水に余裕を考慮した高さまでの止水処置により、止水性を保持するために以下の設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）は、津波による溢水を考慮した浸水高さ0.16m（屋外タンク等の損傷による屋外の浸水深）に余裕を考慮した浸水高さに対して、止水性を保持する設計とする。</p> <p>貫通部止水処置（第2号機軽油タンクエリア）のうち、シリコンシール及びブーツラバーによる貫通部止水処置については、漏えい試験により止水性を確認した施工方法にて施工する。</p>	<p>設計条件の相違</p> <p>記載表現の相違（説明書内記載の統一）</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>女川の場合、同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載</p> <p>設計条件の相違</p> <p>記載表現の相違（説明書内記載の統一）</p> <p>設備仕様の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(a) 漏えい試験 「貫通部止水処置（第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部）」と同じ。	女川の場合，同構造・同条件の試験結果の呼び込みを記載 浸水防止蓋については前段（4.2.(3)）で比較済み 浸水防止蓋については前段（4.2.(3)）で比較済み

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については前段 (4.2.(3))で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については前段 (4.2.(3))で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>浸水防止蓋については前段 (4.2.(3))で比較済み</p> <p>逆止弁については前段 (4.2.(5))で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			逆止弁については前段 (4.2.(5))で比較済み

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については前段 (4.2.(3))で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			浸水防止蓋については前段 (4.2.(3)) で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>浸水防止蓋については前段 (4.2.(3))で比較済み</p> <p>浸水防止蓋については前段 (4.2.(3))で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み 水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み</p> <p>水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み</p> <p>水密扉については前段 (4.2.(2))で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			貫通部止水処置については前 段（4.2.（6））で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			貫通部止水処置については前段（4.2.（6））で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			貫通部止水処置については前段（4.2.（6））で比較済み

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>貫通部止水処置については前 段（4.2.(6)）で比較済み</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.3 津波監視設備</p> <p>(1) 津波監視カメラ</p> <p>津波監視カメラは、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3 津波監視設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>津波監視カメラは、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波及び漂流物の影響を受けない場所として、防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び津波高さを上回る防潮堤（盛土堤防）の上部にカメラ本体を設置し、昼夜問わず監視可能な設計とする。また、カメラ本体からの映像信号を電路により中央制御室に設置する津波監視カメラ制御盤及び監視モニタに伝送し、中央制御室にて監視可能な設計とする。電路については、波力や漂流物の影響を受けない箇所に設置し、電源は津波の影響を受けない建屋に設置する非常用電源から給電する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設置箇所の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>伝送方式及び設置箇所の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設計方針の相違 （女川は，取水ピット水位計にて上昇側・下降側を監視可能）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）

	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 取水ビット水位計</p> <p>取水ビット水位計は、「3. 要求機能及び性能目標」の「3.3 津波監視設備 (3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針としている。</p> <p>取水ビット水位計は、地震後の繰返しの襲来を想定した経路からの津波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、海水ポンプ室の想定される津波高さに余裕を考慮した高さに耐えうる設計とするとともに、漂流物の影響を受けにくい海水ポンプ室補機ポンプエリア床面に設置する。</p> <p>取水ビット水位計は、朔望平均潮位を考慮した海水ポンプ室の上昇側及び下降側の津波高さを計測できるように 0.P. -11.25m~0.P. +19.00m の水位をバブラ管式の検出器を用いて正確な測定が可能な設計とする。</p> <p>また、検出器で測定した海水ポンプ室水位の信号を電路により中央制御室に伝送し、中央制御室にて監視可能な設計とする。電路については、波力や漂流物の影響を受けない箇所に設置し、電源は津波の影響を受けない建屋に設置する非常用電源から給電する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>記載表現の相違(説明書内記載の統一)</p> <p>設計・設置位置の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>設置位置の相違</p> <p>伝送方式及び設置箇所の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要(東海第二特有)</p>